平成１９年（排）第３３号

排　除　命　令　書

名古屋市中区錦二丁目１２番３３号
丹羽幸株式会社
同代表者　代表取締役　小玉　元章

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　丹羽幸株式会社は，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売した，別表記載のカシミヤを使用した衣料品１１品目の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１８年１０月ころから平成１９年２月ころまでの間当該衣料品に取り付けている下げ札において行った，当該衣料品の原材料として用いられているカシミヤの混用率が１６．１パーセントないし２６．４パーセント程度にすぎないものであるにもかかわらず，あたかも，当該衣料品の原材料としてカシミヤが１００パーセント用いられているかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該衣料品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　丹羽幸株式会社は，今後，前項記載の衣料品又はこれらと同種の衣料品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

３　丹羽幸株式会社は，今後，第１項記載の衣料品又はこれらと同種の衣料品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該衣料品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表

示をしてはならない。

4　丹羽幸株式会社は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて行った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　丹羽幸株式会社（以下「丹羽幸」という。）は，肩書地に本店を置き，衣料品の製造販売業を営む事業者である。

2 (1) 丹羽幸は，平成１８年１０月ころから平成１９年２月ころまでの間，取引先輸入業者等を通じて中華人民共和国（以下「中国」という。）に所在する事業者に委託して製造した別表記載のカシミヤを使用した衣料品１１品目(以下「本件衣料品」という。）を取引先販売業者を通じて一般消費者に販売していた。

(2) 丹羽幸が本件衣料品に前記(1)記載の中国に所在する事業者を通じて取り付けている下げ札のうち，本件衣料品の商標名を記載した下げ札には日本織物中央卸商業組合連合会の名称が記載されているが，当該下げ札の記載内容は同社が自ら決定している。

(3) カシミヤは，カシミヤ山羊から採れる産毛を紡いだものであり，カシミヤを使用した製品は，その光沢や滑らかな触感，保温力に優れていること等から，一般的に高級品として認識されている。

3　丹羽幸は，本件衣料品を一般消費者に販売するに当たり，平成１８年１０月ころから平成１９年２月ころまでの間,本件衣料品の商標名を記載した下げ札に「品質表示」として「カシミヤ１００％」と記載（例えば「Ｋｉｓｓ　＆　Ｂｅ」と称する商標を記載した下げ札は別添写し１）し，また，財団法人毛製品検査協会が発行する「カシミヤ１００％」と記載された下げ札（別添写し２）を同協会から購入の上，これを本件衣料品に取り付けることにより，あたかも，本件衣料品の原材料としてカシミヤが１００パーセント用いられているかのように示す表示をしているが，実際には，本件衣料品のカシミヤの混用率は別表の「実際のカシミヤ混用率」欄記載のとおり，１６．１パーセントないし２６．４パーセント程度にすぎないものであった。

なお，丹羽幸は，本件衣料品の製造を取引先輸入業者等を通じて前記２(1)記載の中国に所在する事業者に委託するに当たり，カシミヤの混用率を１００パーセントとするよう指示していたが，実際に納入された本件衣料品の品質についての

確認を行わないまま販売していた。

４　丹羽幸は，平成１９年２月ころ，本件衣料品の販売を中止した。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，丹羽幸は，本件衣料品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年７月３１日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水